

長 発 経 監 第 4 6 5 号  
3 3 . 3 . 3 1  
改正 防 経 監 第 1 1 7 6 1 号  
1 8 . 1 2 . 2 8  
防 官 文 ( 防 ) 第 2 号  
2 7 . 1 0 . 1  
最終改正 防 官 監 ( 防 ) 第 1 3 7 号  
2 9 . 3 . 3 1

幕 僚 長 等 殿

防 衛 庁 長 官

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の実施について

首標について、下記のように定めたから、これを周知のうえ取扱に誤りのないよう取り計らわ  
れたい。

記

1 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（以下「省令」という。）第2条、  
第8条、第9条、第13条及び第14条の規定に基づき、物品の無償貸付、譲与又は譲渡を行  
う権限を次のように委任する。

ただし、省令第2条第2号の規定により単価100万円以上又は1件500万円以上の物品  
を貸し付けた場合は物品管理官は、貸付年月日、貸付の相手方、貸付物品の品名及び数量、貸  
付期間並びに貸付の理由等を、防衛大臣に報告するものとする。

委任する場合	委任を受ける者
第2条第1号、第3号及び第4号の場合で (ア) 評価額1件50万円未満の物品を貸し付 ける場合 (イ) 評価額1件100万円未満の物品を貸し 付ける場合	物品管理官(分任物品管理官を含む。以 下同じ。) 大臣官房長、統合幕僚長、陸上幕僚長、 海上幕僚長、航空幕僚長、防衛研究所長、 防衛大学校長、防衛医科大学校長、情報本 部長、防衛監察監、各地方防衛局長、防衛 装備庁長官(以下「幕僚長等」という。)
同条第2号及び第5号、第8条各号、第13 条各項各号並びに第14条各項各号の場合 第9条の場合	物品管理官 幕僚長等

2 省令第2条第2号の規定に基づき、省令第19条の供与品の当該物品について委託を受けた  
者に貸し付ける場合は、省令第19条の規定による防衛大臣の承認があったものとする。